

回
(年度)

問
題

第76回
(令和
8年)

問 1 (25点)

次の〔設例〕に基づき、以下の(1)及び(2)の〔問〕に答えなさい。

〔設例〕

個人Aは、自己が保有する土地（通常の取引価額（時価）1,000万円）を、200万円で譲渡することを考えている。この譲渡対価は著しく低い価額の対価と認められるものとする。

〔問〕

(1) 当該土地を個人B（個人Aの子）に譲渡した場合、当該土地に係る贈与税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

(2) 当該土地を同族会社C（個人B（個人Aの子）が代表取締役であり、株主は個人Bのみである。）に譲渡し、その結果、個人Bの保有する同族会社Cの株式の価額の合計額が、譲渡直前の価額から500万円増加した。この場合の贈与税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

問 2 (25点)

次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。

〔設例〕

個人Xは、次のとおり個人Y（個人Xの子）に贈与を行っていたが、令和8年10月に個人Xは死亡した。個人Yは、個人Xの相続について放棄し、財産等を取得していない。

また、個人Yは、当該贈与以外の贈与を受けたことはなく、全て適法に申告等の手続を行っている。

贈与日	贈与の内容	備 考
令和5年4月	現金300万円	
令和6年4月	現金500万円	
令和7年8月	建物2,500万円 (贈与時の価額（時価）)	・ 相続時精算課税を適用（相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税選択届出書を提出）して、贈与税の申告をしている。 ・ 令和8年5月に災害によりこの建物が相当の被害を受けたため、租税特別措置法第70条の3の3（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）の規定による承認を申請し、同年9月に税務署長の承認を受けた（被災価額500万円）。
令和8年4月	現金800万円	

回 (年度)	問 題
第76回 (令和 8年)	[問] 上記の贈与に関し、個人Xの相続に係る個人Yの相続税の課税価格について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。